コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　Duskin Co.,Ltd

最終更新日：2016年5月27日
株式会社ダスキン
代表取締役社長 山村 輝治
問合せ先：経理部IR室 TEL06-6821-5071
証券コード：4665
http://www.duskin.co.jp/corp/index.html

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

(1)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当企業集団は、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題と捉えております。
経営環境の変化に迅速且つ的確に対応できる経営体制を確立すると共に、健全で透明性の高い経営が実現できるよう、体制や組織、システムを整備してまいります。すべての企業活動の基本に「コンプライアンス」を据え、企業価値の永続的な向上を目指してまいります。

(2)経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

取締役の報酬等は、基本報酬と賞与の2種類で構成しており、取締役全員の報酬総額は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で決定され、各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定しております。なお、この基準は、外部専門機関が調査した他社水準を考慮して決定しております。

基本報酬につきましては、各取締役が担当する役割の大きさとその地位に基づき、その基本となる額を設定していますが、貢献度や戦略企画推進力等により、一定の範囲内で変動するものとしております。賞与につきましては、連結の当期純利益の実績を基に、全取締役分の原資の上限を決定し、各取締役の目標達成度や戦略企画推進力等に応じて各人別の配分額を決定しております。社外取締役につきましては、当該社外取締役の経歴等を勘案した上で、基本報酬及び賞与のいずれについても一定の金額に設定しております。

なお、決定に際しては、社外役員会議の助言を参考にすることとしております。

(3)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

イ. 取締役候補について

取締役候補者は、当社の取締役に相応しい人格、識見、倫理観を備え、その職務の遂行に当たり健康上の支障がないという基本的条件に合致する者から決定いたします。その上で、社内取締役候補者は、社長が現任の取締役に候補者の推薦を求め、社長は推薦のあった者について、当社グループの中長期的な成長戦略の着実な推進力となり、組織の活性化に好影響を与える人物を選抜し、監査役の意見及び社外役員会議の助言を参考にして、取締役会での審議を経て決定いたします。

社外取締役候補者は、当社グループと特別の利害関係がなく、独立性を保つことができ、また、取締役会の監督・助言機能の実現のために不可欠なビジネスキャリアや専門的知見を有する人物であって、且つ当社が経営の透明性、健全性、手続の公正性を保持する上で多面的視点からの有益な助言を求め得る人材を、監査役の意見及び社外役員会議の助言を参考にして、取締役会での審議を経て決定いたします。

ロ. 監査役候補について

監査役候補者は、当社の監査役に相応しい人格、識見、倫理観を備え、その職務の遂行に当たり健康上の支障がないという基本的条件に合致する者から決定いたします。監査役の職務が取締役の職務執行を適切に監査（業務監査（適法性監査）及び会計監査）し、良質な企業統治体制を構築することとされることから、社内監査役候補者は、業務執行者からの独立性が確保され、誠実な職務の遂行に必要な知識と能力を備え、当社事業に関する深い関心と企業経営に関する客観的・中立的な判断力を有する人物を選抜し、監査役の意見及び社外役員会議の助言を参考にして、監査役会の同意を得た後、取締役会での審議を経て決定いたします。なお、監査役には財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者を1名以上選定することといたします。

社外監査役候補者は、当社グループと特別の利害関係がなく、独立性を保つことができ、また、取締役会の監督・助言機能の実現のために当社が必要とする法律、会計、内部統制、組織再編等の分野で豊富な経験と高い知見を有する人物について、監査役の意見及び社外役員会議の助言を参考にして、監査役会の同意を得た後、取締役会での審議を経て決定いたします。

ハ. 経営陣幹部について

経営陣幹部は、当社役員、幹部従業員等から経営執行体制、取締役会全体としての知識、能力、経験等のバランスを保持する上で、健全且つ的確、迅速、果断な意思決定ができる者について、経営執行への良き影響力、会議に臨む姿勢や発言状況、社内外の人望等を総合的に判断した上で指名し、監査役の意見及び社外役員会議の助言を参考にして、取締役会での審議を経て決定いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則 4-1. 3】
最高経営責任者等の後継者計画の策定にあたっては、早期に後継者のポストが確定することの弊害も考慮し、今後、社外役員会議の助言を参考にして慎重に検討してまいります。

【補充原則 4-11. 3】
取締役会全体の実効性分析・評価及びその結果の開示範囲については、今後、監査役会及び社外役員会議の助言を参考にして検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則 1-4】
業務提携、取引の維持・強化等事業活動上の必要性及び発行会社の株価動向等を勘案し、合理性があると認める場合に限り、適切な数の株式を政策的に保有することとしており、保有する株式に関する議決権の行使につきましては、その議案の内容を精査し株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で適切に議決権を行使することとしております。
また、株式市場や当社を取り巻く事業環境の変動を鑑み、毎年1回取締役会において保有する合理性及び議決権行使について議論、チェックし、その後の保有継続の可否並びに保有する株式数の見直しを実施しております。

【原則 1-7】
取締役会において、当該議事につき特別の利害関係を有する取締役は、その決議に参加することができないこと及び当社と取締役との間の競業取引及び利益相反取引については、取締役会での決議を要することとしております。加えて、当該取引を実施した場合には、重要な事実を取締役会に報告することを「取締役会規程」に定めております。
関連当事者間の取引の有無について、当社役員及び主要子会社役員全員に対して、年度毎に「関連当事者取引確認書」の提出を義務付け、確認すると共に、有価証券報告書において開示しております。
また、購買・物流等における取引先については、法令順守と共に、公正な基準と適正な手続きに則り取引を行うことを「購買・物流管理規程」に定め、且つ取引先の選定等については、「稟議規程」に基づく所定の決裁手続きを経ており、取引先が主要株主等である場合にも、同様の考え方で取引を行っております。

【原則 3-1】
(1)当社は、本報告に記載のとおり「ダスキン経営理念」を定めております。また、長期ビジョン「ONE DUSKIN」及び「中期経営方針2015」を策定の上、公表しております。
当社ホームページ(http://www.duskin.co.jp/ir/news/2015/pdf/20150326_02.pdf)
なお中期経営方針は、原則として3年ごとに策定しております。
(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告「I1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。
(3)経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きは、本報告「I1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。
(4)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続きは、本報告「I1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。
(5)取締役及び監査役候補者の経歴、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由について株主総会招集通知に記載しております。
今後の役員選任議案の上程に当たっては、社内役員の個々の選任理由の記載についても検討してまいります。

【補充原則 4-1. 1】
当社では、原則として事業及びスタッフの部門最高責任者を取締役が担当する担当役員制を採用し業務執行の責任を明確にし、開示しております。
取締役会の付議事項については、経営に対する影響の重要度に応じて「取締役会規程」に株主総会に関する事項・株式及び社債に関する事項・役員に関する事項・決算に関する事項等を定め、決裁範囲については「稟議規程」に稟議すべき事項・決裁者及び決裁権限の範囲等を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしております。

【原則 4-8】
当社では3名の独立社外取締役の選任を行い、取締役会や予算会議等の重要な会議に出席し、経営の監督及び助言を行っております。また、商品開発会議やコンプライアンス委員会等に出席し、個々の専門性、経験に基づく助言を行っております。

【原則 4-9】
独立社外取締役候補者は、当社グループと特別の利害関係が無く、独立性を保つことができ、また、取締役会の監督・助言機能の実現のために不可欠なビジネスキャリアや専門的知見を有する人物であって、且つ当社が経営の透明性、健全性、手続きの公正性を保持する上で多面的な視点から有益な助言を求め得る人材を、監査役の意見及び社外役員会議の助言を参考にして取締役会での審議を経て決定しております。なお、「社外役員の独立性に関する基準」を当社WEBサイト上に開示しております。
《社外役員の独立性に関する基準　http://www.duskin.co.jp/torikumi/governance/corporate/index.html》

【補充原則 4-11. 1】
取締役の選任に関する方針・手続きについては、本報告「I1. 基本的な考え方」に記載の通りです。

【補充原則 4-11. 2】
社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況及び取締役会・監査役会への出席率は、株主招集通知及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じて開示しております。また、他の上場会社を兼任している役員については、取締役会、監査役会への出席に支障がでない範囲にとどまっております。
なお、常勤取締役及び常勤監査役が他社の役員を兼任する場合は当社の関係会社に限定しており、当社の業務に常時専念できる体制となっております。

【補充原則 4-14. 2】
当社では、新任取締役向けに、必要な知識の習得と役割・責任の理解の機会として、新任取締役外部セミナーを受講させることとしております。また、将来の取締役候補者である事業部長・部長に対しても、上級責任者外部研修を受講させることとしております。就任後には、取締役及び監査役の全員を対象として有識者による会社法や法令順守、コンプライアンス、インサイダー取引防止等に関する説明会を毎年行っております。

【原則 5-1】
当社は、当社経営への信頼と適正な評価を得ること及び持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目的に、IR・SR活動に積極的に取り組むことを基本方針としており、IR・SR担当取締役を選任の上、経営管理部IR室長をIR事務連絡責任者と定めて、同部IR室が積極的なIR・SR活動を行っております。なお、「株主との建設的な対話に関する方針」を定め、当社WEBサイト上に開示しております。
《株主との建設的な対話に関する方針　http://www.duskin.co.jp/torikumi/governance/corporate/index.html》

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ダスキン	1,948,572	3.38
ダスキン働きさん持株会	1,906,775	3.31
日本製粉株式会社	1,800,000	3.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,759,300	3.05
小笠原　浩方	1,515,470	2.63

三井物産株式会社	1,470,000	2.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,349,600	2.34
ダスキンFC加盟店持株会	1,027,100	1.78
株式会社三井住友銀行	840,000	1.46
CBNY－GOVERNMENT OF NORWAY	825,600	1.43

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
簸 ゆき子	他の会社の出身者											
山本 忠司	他の会社の出身者											
片田 純子	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
簸 ゆき子	○	パナソニック株式会社において要職を歴任。平成26年6月当社社外取締役に就任。なお、「当社の取引先又はその出身者」「社外役員の相互就任の関係にある先の出身者」「当社が寄付を行っている先又はその出身者」のいずれにも該当しません。	パナソニック株式会社及び同社の社内カンパニーにおいて理事職を歴任する等、経営の意思決定に関与された経験があり、また、同社在職中には家電製品の企画・開発及び市場調査・分析、マーケティング等に関する豊富な業務経験を有していることから、当社の経営に客観的且つ広範な視野からの有益な助言が望め、当社のコーポレートガバナンス強化が期待できるため、社外取締役に選任しております。なお、当社と利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、極めて独立性が高いと判断し、独立役員に指定しており

			ます。
山本 忠司	○	株式会社ワコールにおいて要職を歴任。平成27年6月当社社外取締役に就任。なお、「当社の取引先又はその出身者」「社外役員の相互就任の関係にある先の出身者」「当社が寄付を行っている先又はその出身者」のいずれにも該当しません。	株式会社ワコールの取締役専務執行役員として企業経営における豊かな経験と高い見識を有しており、また、同社在職中の人事企画や国際業務企画等の分野における豊富な業務経験から、当社の経営に客観的且つ広範な視野からの有益な助言が望め、当社のコーポレートガバナンス強化が期待できるため、社外取締役に選任しております。なお、当社と利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、極めて独立性が高いと判断し、独立役員に指定しております。
片田 純子	○	会社経営に関与された経験はありませんが、長年の生協活動により消費者問題に精通。平成27年6月当社社外取締役に就任。なお、「当社の取引先又はその出身者」「社外役員の相互就任の関係にある先の出身者」「当社が寄付を行っている先又はその出身者」のいずれにも該当しません。	消費者問題に精通していることから商品・サービスの開発プロセスで消費者の視点からの提言により、当社のコーポレートガバナンス強化が期待できるため、社外取締役に選任しております。なお、当社と利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、極めて独立性が高いと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人は、緊密な連携を保ち、重ねて調査する必要の認められる案件、迅速に対処すべき案件等を見極め、合理的な監査に努めることとしております。
また、当社では、社長直轄の業務監査部門として監査部を設け、監査計画に基づき当社及び関係会社の内部監査を実施しております。
監査役、監査部は、緊密な連携を保ち、重ねて調査する必要の認められる案件、迅速に対処すべき案件等を見極め、合理的な監査に努めることとしております。なお、常勤監査役と監査部は、毎月1回定期的に活動報告のための会合を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
青野　奈々子	公認会計士						△							
松本　章	公認会計士													
織田 貴昭	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
青野　奈々子	○	平成7年中央監査法人入所、平成11年公認会計士登録。平成14年株式会社ビジコム入社。平成17年3月同社代表取締役就任。平成20年6月当社社外監査役就任。平成22年5月株式会社GEN代表取締役社長就任、株式会社ビジコム取締役退任。なお、青野氏がかつて取締役を務めた株式会社ビジコムと当社は、当社支店業務支援等について業務委託契約を締結しておりますが、在任中は当社に関する業務の執行には関わっておりません。	公認会計士としての高い見識と内部統制システム構築に関し、高い専門性を有することから、当該専門的見地からの提言・助言により、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため社外監査役に選任しております。 なお、株式会社GEN代表取締役社長でありますが、当社と株式会社GENとの間に取引関係はなく、利害関係を有するものではありません。また、同氏は平成17年3月から平成20年6月までの間、株式会社ビジコムの取締役を務めており、同社と当社は、当社支店業務支援等について業務委託契約を締結しておりますが、同氏はその在任中において当社に関する業務執行には一切関わっておらず、また退任後相応の年数も経過していることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、極めて独立性が高いと判断し、独立役員に指定しております。
松本　章	○	平成11年センチュリー監査法人入所。平成15年公認会計士登録。同年4月株式会社MIT Corporate Advisory Services代表取締役社長就任、平成20年6月当社社外監査役就任、平成23年3月株式会社OPAL代表取締役会長就任。株式会社フレームワークス社外取締役。株式会社オルケス社外取締役。なお、「当社の取引先又はその出身者」「社外役員の相互就任の関係にある先の出身者」「当社が寄付を行っている先又はその出身者」のいずれにも該当しません。	公認会計士としての高い見識と事業継承・事業再生実務に関し高い専門性を有することから、当該専門的見地からの提言・助言により、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため社外監査役に選任しております。 なお、株式会社MIT　Corporate　Advisory Services代表取締役社長、株式会社OPAL代表取締役会長でありますが、当社と両社との間に取引関係はなく、利害関係を有するものではありません。一般株主と利益相反の生じるおそれもなく、極めて独立性が高いと判断し、独立役員に指定しております。
織田 貴昭	○	昭和63年弁護士登録。三宅合同法律事務所入所。（現弁護士法人三宅法律事務所）平成26年6月当社社外監査役に就任。同年同月、独立役員に指定。新日本理化株式会社社外監査役。なお、「当社の取引先又はその出身者」「社外役員の相互就任の関係にある先の出身者」「当社が寄付を行っている先又はその出身者」のいずれにも該当しません。	弁護士としての高い見識と豊富な実務経験から、法務面からの専門的見地に立った提言・助言により、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外監査役に選任しております。また、弁護士法人三宅法律事務所で弁護士を務めておりますが、当社と同弁護士法人との間には取引関係はなく、また、当社から役員報酬以外に金銭その他の財産を得ていないため、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、極めて独立性が高いと判断し独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

従来取締役へのインセンティブについては、報酬に包含して参りました。今後も会社をめぐる経営環境、利益、配当額等を総合的に考慮して、多様な手法について検討して参ります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年３月期における取締役に対する役員報酬等は以下の通りであります。
　役員報酬等の総額　　取締役　305百万円 （内、社外取締役　13百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、基本報酬と賞与の2種類で構成しており、取締役全員の報酬総額は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で決定され、各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定しております。なお、この基準は、外部専門機関が調査した他社水準を考慮して決定しております。
基本報酬につきましては、各取締役が担当する役割の大きさとその地位に基づき、その基本となる額を設定しておりますが、貢献度や戦略企画推進力等により、一定の範囲内で変動するものとしております。
賞与につきましては、連結の当期純利益の実績を基に、全取締役分の原資の上限を決定し、各取締役の目標達成度や戦略企画推進力等に応じて各人別の配分額を決定しております。社外取締役につきましては、当該社外取締役の経歴等を勘案した上で、基本報酬及び賞与のいずれについても一定の金額に設定しております。なお、決定に際しては、社外役員会議の助言を参考にすることとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役、社外監査役とも取締役会事務局である社長室がサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）概要

当社は、消費者・お客様、社会・地域、株主、投資家、取引先、従業員に支えられた存在であるという基本認識に立って、効率的で、公正性、透明性が高い経営を実現し、企業価値の継続的発展を目指すために最適で実効性が高いコーポレート・ガバナンス体制を維持しております。

a. 取締役会

取締役会については毎月２回開催し、当社グループの経営上の重要な事項についての意思決定を行うと共に、業務執行の監督を行っております。
取締役は、経営環境の変化に迅速且つ的確に対応した経営判断を行うことを重視し、会社の業務に精通した社内取締役9名と社外取締役3名（3名全員が独立役員）の構成となっております。

b. 常務会

取締役会で決定された経営基本方針に基づき、社長が業務を執行するに当たり業務に関する重要な事項を審議する機関として常務会を設けております。稟議規程に基づき取締役会権限の一部を常務会に委譲することにより、取締役会における重要な意思決定に係る議論・討議の時間を確保しております。常務会は役付役員をメンバーとして毎月１回以上定期的に開催、オブザーバーとして常勤監査役も出席できることとしております。

c. 監査役会

監査役は、常勤監査役2名及び非常勤の社外監査役3名（3名全員が独立役員）の体制で、取締役会をはじめとする重要な会議に出席して経営の監視を行っており、毎月１回定期的に監査役会を行っております。

d. 内部監査

社長直轄の業務監査部門として監査部を設け、監査計画に基づく内部監査を実施しております。

e. 会計監査

当社は法令に基づき、会計監査人である新日本有限責任監査法人の会計監査を受けております。同監査法人は、業務執行社員の交代制度を導入しており、特定の業務執行社員が当社の会計監査に法令で定められる一定期間を超えて関与することはありません。

f. 情報開示

種々ステークホルダーへの説明責任を果たし経営の透明性を高めると共に、当社への理解を促進して適正な評価を得るために、公正且つ適時適切な情報開示の充実に努めております。また、株主等の意見を経営に活かしていくことは、事業価値の継続的発展に不可欠であり、積極的なIR活動を通じて得る意見・要望を、経営陣へフィードバックし適切に経営に反映しております。

(2)当該体制を採用する理由

業務執行者を兼務する取締役の相互監視及び独立役員の監査役を含む専門性が高い監査役による経営の監視体制は、お客様視点に立った経営を推進し、健全で効率的な業務執行を行う体制として最も実効性があり、経営環境の変化に対する迅速且つ的確な対応に最も適合しており、現在のこの体制は有効に機能していると判断しております。

(3)業務執行

a. 取締役会による経営の意思決定

取締役会については毎月2回開催し、当社グループの経営に重要な影響を与える案件について審議、決裁を行っております。
なお、取締役12名のうち3名の社外取締役を選任しており、当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額であります。
また、原則として事業及びスタッフの部門最高責任者を取締役が担当する担当役員制として業務執行についての責任を明確にする体制にし、経営環境の変化等に迅速に対応すると共に、経営陣の責任をより明確化するために取締役任期は1年としております。
なお、当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

b. 社外取締役の機能及び役割

当社は経営の透明性、健全性と意思決定の迅速性向上を目的としたコーポレートガバナンス強化の一環として社外取締役を選任し、経営の監督・助言機能の維持・向上に取り組んでおります。当社では、この目的実現のために不可欠なビジネスキャリアや専門的知見、客観的視点から様々なステークホルダーの利益を代弁できる資質を有すると判断した人材を社外取締役として招聘いたしております。

c. 各種委員会

取締役会若しくは代表取締役の諮問機関として、業務執行に係る3つの委員会を設置しております。

(a)リスクマネジメント委員会

当企業集団におけるあらゆるリスクの発生を事前に把握し対応策を講じると共に、万一リスクが発生した場合に蒙る被害を回避又は最小化することを目的として「リスクマネジメント基本規程」を定めて運用しており、本社、事業(本)部、関係会社各々にリスクマネジメントを実施する責任者を設置しております。また、前述の責任者と共に品質保証・リスク管理部の担当取締役を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を社長の諮問機関として常設しており、年2回定期的に委員会を開催しております。なお、企業集団に及ぼす影響が高いリスクが発生した場合は対策本部を設置することとしています。

(b)品質・環境委員会

お客様・社会に対して、安全で安心、環境保全に配慮した商品・サービス、そして楽しさをお届けするために、「品質管理規程」「品質・環境委員会規程」「商品・サービス開発規程」「環境管理規程」を設け、必要な政策・方針を審議することを目的に、社長の諮問機関として「品質・環境委員会」を設置しております。事業部門の担当取締役を主たる委員また、同委員会の有効性、実効性を高める目的で「品質連絡会」「環境保全連絡会」の2つの下部組織を設け、現場に即した議論ができる体制としております。

(c)コンプライアンス委員会

当企業集団のコンプライアンス体制の確立、浸透、定着のため、「コンプライアンス委員会規程」を定め、取締役会の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置しております。委員は、取締役会決議をもって選任された取締役、監査役、労働組合委員長で構成し、委員長は取締役である者の中から委員の互選により選定されます。定期的な会合の中で諸問題に対するコンプライアンス側面から見た改善提言を行うと共に、制度、規程改定等に反映しております。

d. 予算進捗会議

予算進捗会議を毎月1回開催し、各部門の予算執行状況及びその乖離状況を的確に把握し、対応策等の協議、議論を行うと共に、情報の共有を図っております。なお、経営上の重要な事項の方向性の討議及び情報共有の場として、役付役員をメンバーとするハンドル会議を毎月2回開催しております。

e. 法務面

法務面につきましては、弁護士法人淀屋橋・山上合同と顧問契約を締結し、必要に応じ法律全般についての助言と指導を受けております。

(3)監査・監督

a. 監査役制度に基づく経営の監視

・監査役は取締役会に毎回出席し意見を述べると共に、経営の監視を行っております。また監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、予算会議等重要な会議又は委員会に出席すると共に、主要な稟議その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求めることとしております。
・監査役会は、監査方針の決定、監査状況の確認のため、毎月1回定期的に開催しております。

b. 監査役の機能強化に係る取り組み状況

・常勤監査役は、会社業務に精通し、財務及び会計、経営管理に相当程度の知見を有する者が就き、また社外監査役は、法務面、財務・会計面の専門的見地からのチェックが働くよう、専門家(公認会計士、弁護士)を選任しております。
・監査役5名のうち3名の社外監査役を選任しており、当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額であります。
・監査役は、監査部その他の従業員に対し、業務補助を行うよう命令できるものとしており、また、職務の遂行上必要な場合は、従業員を取締役から独立させて業務を行うよう指示できるものとしております。

c. 監査部の設置

社長直轄の業務監査部門として監査部を設け、監査計画に基づく内部監査を実施しております。監査部は、独立した立場で、全部門を対象にして客観的な監査を実施し、定期的に社長に報告すると共に、対象部門に対して業務改善を目的とした勧告を行っております。

d. 会計監査人

当社は法令に基づき、会計監査人である新日本有限責任監査法人の会計監査を受けております。同監査法人は、業務執行社員の交代制度を導入しており、特定の業務執行社員が当社の会計監査に法令で定められる一定期間を超えて関与することはありません。

e. 相互連携

監査役、会計監査人、監査部、法務・コンプライアンス部、経理部、品質保証・リスク管理部は、緊密な連携を保ち、重ねて調査する必要が認められる案件、迅速に対処すべき案件等を見極め、合理的な監査に努めることとしております。
また、代表取締役社長は、監査役会と定期的に会合を持ち、対処すべき課題や監査上の重要課題について意見交換しております。

(4)関係会社におけるコーポレート・ガバナンスに関する施策の状況

関係会社につきましては、その自主性を尊重しつつ、当社の主管部署が「関係会社管理規程」並びに「稟議規程」に基づき指導、助言を行うと共に統括管理しております。

a. 取締役会の開催

取締役会は、各社の「取締役会規程」に基づいて定期的に開催し、経営に重要な影響を与える案件について審議、決裁を行っております。

b. 当社の「稟議規程」と整合性を持った各々の関係会社毎の「稟議規程」を制定し、これを遵守しております。

c. 監査役及び当社監査部が業務監査を実施し、規程、マニュアル等の運用状況を確認、指導を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

業務執行者を兼務する取締役の相互監視及び独立役員の監査役を含む専門性が高い監査役による経営の監視体制は、お客様視点に立った経営を推進し、健全で効率的な業務執行を行う体制として最も実効性があり、経営環境の変化に対する迅速且つ的確な対応に最も適合しており、現在のこの体制は有効に機能していると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、法定期日にとらわれず、できる限り招集通知を早期発送することとしております。また、平成27年6月の定時株主総会より招集通知発送より前に証券取引所及び当社ウェブサイトにPDFファイルを掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮して、株主総会関連の日程を適切に決定しております。また、より多くの株主に参集いただけるよう交通至便な会場で開催いたしております。
電磁的方法による議決権の行使	株主の議決権の電子行使を可能とするための環境づくりとして、平成19年6月の定時株主総会より採用しており、株主名簿管理人である三井住友信託銀行のシステムを利用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家とのコミュニケーションの拡充と円滑な議決権行使促進のため、平成25年6月の定時株主総会より株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」を採用しております。
その他	平成19年6月の定時株主総会より、当社ホームページに招集通知、並びに決議通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、信頼される誠実な企業を目指して、社会に対して責任ある行動をとるための従業員の行動指針として「ダスキン行動基準」を定め、当社及び当社従業員が目標とする姿を示し、当社が目指す理想の姿に向かって努力することを宣言し約束しております。 その基本的な考え方に基づきディスクロージャー・ポリシーを定めております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として半期に1回の割合でアナリスト、機関投資家向けの説明会を実施することとしております。説明会においては、社長自らが決算情報、中期経営方針の概要・進捗状況等について、図表等を用いてわかりやすく説明することとしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR説明会で使用した資料をはじめ、決算短信、業績ハイライト、経営戦略等を当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理部IR室担当取締役をIR担当の責任者、IR全般の担当を同部IR室、同部IR室長をIR事務連絡責任者と定めて積極的なIR活動を行っております。同部IR室は、関連各部門と緊密な連携を図り、株主、投資家に対するIR活動を通じて、投資判断に必要な経営情報を正確且つ積極的に開示すると共に、株主、投資家と積極的に対話できる環境を作り、資本市場における信頼の確保に努めております。	
その他	情報伝達の迅速性、公平性を考慮し、当社のホームページを利用して、当社を取り巻く環境、安全・安心、コンプライアンス等への取組み状況やニュース、トピックス等積極的に開示しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
	当企業集団では、信頼される誠実な企業を目指して、社会に対して責任ある行動を取るための従業員の行動指針として「ダスキン行動基準」を策定し、その中で6つのステークホルダー別に

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	役員を含む全従業員が目標とする姿を40の行動基準として示し、当企業集団が目指す理想の姿に向って努力することを宣言し約束しております。なお、行動基準については、趣旨を鑑み当社ホームページ上にも公表しております。 http://www.duskin.co.jp/torikumi/compliance/kijun.html
環境保全活動、CSR活動等の実施	当企業集団では、環境保全と企業経営の両立に全力で取り組み、事業活動において安全、安心で環境保全に配慮した商品・サービスの提供を通じて、健康で豊かな生活環境づくりに貢献することを目指して、「ダスキン環境方針」を策定しております。この方針に基づき「環境管理規程」を定め、社長の任命する最高環境責任者の下、全社的な環境保全活動を展開しております。また、「CSR Report」(2014年以前は「環境報告書」)を年に1回発行し当社ホームページにおいて、環境方針共々公表しております。 http://www.duskin.co.jp/torikumi/csr/report/index.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営の透明性を高め、株主、投資家等をはじめとするあらゆるステークホルダーの当社に対する理解を促進し、適正な評価を得るために、積極的且つタイムリーで公平な情報開示に努めて参ります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1．業務運営の基本方針

当社及び当社の子会社（以下、当企業集団という）は、「道と経済の合一」を目指すことを経営の根幹とし、経営理念の実現に向けその行動指針として下記の「行動宣言」及び具体的な行動基準として「ダスキン行動基準」を策定し、業務運営の指針とする。

＜行動宣言＞

「信頼される誠実な企業」を目指して

・私たちは常に、お客様の立場に立って行動します。
・私たちは常に、法律を守って行動します。
・私たちは常に、社会の良識にかなった行動をとります。
・私たちは常に、自分に対して誇りを持てる行動をとります。

2．当企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)当社は、当企業集団の取締役及び使用人に対する行動基準の周知・徹底に努め、毎年取締役及び使用人を対象としたコンプライアンス研修を実施する他、各部門及び子会社は、法令等を遵守することはもとより自主的に定めた安全・安心基準に従い業務を遂行する。

(2)当企業集団は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨み、これらの勢力・団体からの不当な圧力や金銭の要求等については断固拒否し、取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備・維持する。

(3)当社は、コンプライアンス委員会規程に基づき、社外弁護士も参加する取締役会の諮問機関であるコンプライアンス委員会を設置し、当企業集団全体のコンプライアンスに関する体制・規程・年度計画・研修計画等を審議する他、ホットライン制度の運用等を討議する。

3．当企業集団の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当企業集団は、各社取締役会規程に従い、法令・定款に適合する取締役会を開催し、議事録を作成して保管し、その他、取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に従い文書(電磁的記録を含む)の作成・取り扱い・保管・保存・廃棄等を行う。これらの文書・電磁的記録については、情報システムセキュリティ規程を定めて情報の取り扱い・保管・セキュリティに関する適切な運用を図る。

4．当企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社は、当企業集団全体のリスク管理について定めるリスクマネジメント基本規程を策定し、同規程においてリスク管理部門及びリスクマネジメント部門責任者を定め、当企業集団全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。また、定期にリスクマネジメント委員会を開催し、当企業集団全体のリスクマネジメントに関し、指示・指導を行う。

(2)当社は、規模や業態等に応じて子会社にリスクマネジメント責任者を設置し、各社のリスクマネジメントを推進する。子会社においてリスクが顕在化した場合にはリスク管理部門と連携して対策にあたる。

(3)当社は、品質管理規程に基づいて、安全で安心、環境保全に配慮した商品・サービスを提供し、そのための政策・方針を審議する品質・環境委員会を定期に開催する。また、子会社においては当社品質方針に基づき、提供する商品・サービスの企画・開発から市場導入までのプロセスにおいて必要な確認を行うこととすることで安全性の確保に努める。

(4)当社は、不測の事態や危機の発生時に当企業集団の事業の継続を図るため、事業継続計画を策定する。

(5)当社は、当企業集団のアルバイト社員・派遣社員までその対象を拡げたホットライン規程に基づくホットライン制度を設けて、社内通報先としてコンプライアンス室、社外通報先として弁護士事務所を設置して運用する。

5．当企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当企業集団は、定例の取締役会を開催し、重要事項の決定を行うと共に各取締役から業務目標の達成状況、課題解決のための取り組み等を報告させることにより、業務執行状況の監督等を行う。

(2)当社は、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、各部門及び子会社の事業年度毎の予算を立案して、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

(3)当社は、重要な事業計画の進捗や予算の実績管理を行うため、定期に予算進捗会議を開催し、各部門及び子会社の経営数値の進捗把握と適正な修正を行う。

6．当企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業目的を遂行しうるよう指導・助成し、相互の利益を増進するため、また、重要案件についての取り扱いや報告等に関して、関係会社管理規程を定める他、グループ経営の一体性を確保するため主管部門を設置して、円滑な運営の指導にあたると共に子会社各社の稟議規程や情報システムセキュリティ規程等、当社と整合性をもった各種規程を整備するよう指導する。

(2)監査部は、定期的に子会社の内部監査を実施する。

(3)当社は、担当取締役が出席する子会社の連絡会等を開催し、経営数値その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付け、必要に応じて主管部門が確認・指導する。

7．財務報告の信頼性を確保するための体制

(1)当企業集団は、透明で公正な経営姿勢を貫き、信頼性のある財務報告を作成するために、関連規程の整備等社内体制の充実を図る。

(2)当企業集団の取締役及び使用人は、内部統制を構築及び運用し、適正な会計処理に基づいた財務報告を作成する。監査部は、定期的且つ継続的に、その有効性を評価し、社長、監査役及び取締役会へ報告する。

8．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、監査部その他の使用人に対し、業務補助を行うよう命令できるものとする。また、職務の遂行上必要な場合、監査役が使用人を取締役から独立させて業務を行うよう指示できる体制をとるものとする。

9．企業集団の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

(1)監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会・予算会議等重要な会議又は委員会に出席すると共に、主要な稟議その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当企業集団の取締役、監査役又は使用人（以下、役職員という）にその説明を求めることとし、役職員は速やかに適切な報告を行う。

(2)当社は、当企業集団の役職員が法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実について発見

したときは、直ちに当社監査役又は監査役会に報告する体制を整備する。
(3)当社は、監査役へ報告を行った当企業集団の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当企業集団の役職員に周知徹底する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)社長は、監査役会と定期的に会合を持ち、対処すべき課題や監査上の重要課題について意見を交換する。また、会計監査人についても定期的な会合を持ち意見交換を行う。
(2)監査役は、監査部と緊密な連携を保つと共に、経理部、総務部、法務・コンプライアンス部その他の各部に対しても、必要に応じ、協力を求めることができる。
(3)当社は、監査役がその職務について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当企業集団は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨みます。これらの勢力・団体からの不当な圧力や金銭の要求等については断固拒否し、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備致します。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社及び当社グループは、社内外で起こり得る当社の業務、運営、業績に関する情報について、関係諸法令、適時開示規則、社内諸規則に則り速やかな開示を行う他、それら法令等において開示義務が定められていない情報についても、その重要性を総合的に検討の上判断して、積極的に開示する方針としております。
当社では、会社情報の適時開示が迅速、正確に行えるよう「インサイダー情報管理規程」並びに「インサイダー情報取扱細則」を定めており、業務、運営、業績等に関する情報の一切が情報取扱責任部署である経営管理部（IR室）に集約され、一元管理される体制を構築しており、情報取扱責任部署の担当取締役を情報取扱責任者と定めております。なお、この規程並びに細則は、社内ネットワーク上に掲示し、役員及び従業員が常時閲覧可能な状態と致しております。
また、情報取扱責任部署が「インサイダー情報管理規程」に基づき、情報管理、適時開示について、役員、従業員、関係会社の役員、関係会社の従業員に対し、随時研修等を通じて周知徹底を図っております。

コーポレートガバナンス体制図

